

第 3 回千葉県海洋再生可能エネルギー導入可能性研究会 議事詳細

資料 1 により第 2 回研究会の結果概要について説明。

資料 2 により短期海外研修の概要について説明

議題（1）地域の合意形成・漁業協調について

塩原委員代理（海洋産業研究会）から参考資料 1 により「洋上風力発電等の漁業協調の取組み事例の紹介」について説明

黒崎委員から参考資料 2 により「地域の合意形成と漁業協調 岩手県釜石市の事例から」について説明

主な意見等

○風力発電施設の周辺の活用について

- ・海上構造物の周囲 500m は船舶航行の安全対策として侵入禁止とするエリアを設定することができる。
（設定しても、設定しなくてもよい）
- ・風車の設置にあたっては、ブレードの旋回面積について占用の許認可を受けることとなる。占有許可を受けた発電事業者が漁業者と民一民の関係で協議の上、技術上・安全上可能であれば、風車設置海域の海洋空間の下部を活用することは可能。
- ・漁業の安全という点から洋上風力発電設備が設置された場合の操業制限について、海外の事例では、基本的に明示していない。
- ・同様に、銚子沖では特段規制区域を明示していない。
- ・北九州の風レンズ風車の実証試験のように、オイルフェンスを利用して、境界を明示するような事例もある。

○漁業協調策について

- ・水産業界でも沿岸調査は徐々に減って来ている中で、風車から得られるデータをリアルタイムで提供してもらえれば漁業者にもメリットではないか。
- ・漁業者に行っているアンケートの殆どで、リアルタイムの情報提供が期待されている。
- ・海に何かを設置するにあたり発生する海への負荷というのは、漁業者は経験で分かっている。その影響が、見える部分と見えない部分がある。事業者が、漁業者のことを考えて対応しているという信頼の部分が大切である。
- ・漁業協調と漁業補償を混同することなく、発電事業が将来、順調に進行しない可能性も含め、発電事業者の責任の明確化とリスクへの対処方法を慎重に検討する必要がある。
- ・風力発電施設の設置に伴う漁業への影響に係る対応策としては、漁業協調という方法も考えられる。旧来の海面埋立とそれに対する金銭的な漁業補償という図式とは異なり、新たな形のものとして考えていくことが望ましい。

- ・事業化への議論には、それ自体の計画立案段階からの積極的な情報開示等の透明性が重要になる。
- ・漁業協調については、地域に応じて海域の利用形態や、港湾区域内かどうか漁業権区域内であるかどうか等で対応は異なるので、各海域に応じて柔軟に進めていく方が良いのではないかと。
- ・地域での協調の進め方については、港湾局・環境省のガイドライン「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル－」がある。また、ガイドラインを作成している自治体もあるので、それらを参考として進めると効率的である。
- ・漁業者の懸念事項を払拭するには、海外の事例を事業者から情報提供していく形はどうか。

○銚子沖洋上風力発電事業での取り組みについて

- ・銚子の3キロ沖で、共同漁業権の外側であったので、銚子市漁協、海匠漁協、九十九里漁協に説明し、その際、海図を持参し施設設置の候補地を示し、漁業者からは、設置場所を探すため、実際に海に連れて行ってもらうなどして、設置に適する箇所を検討した。漁業関係者との同意には2年間を要した。

○今後の合意形成の進め方について

- ・今後、千葉県で海洋再生エネルギーを進めていく上で、事業者の専門的な話を、公設の水産試験場等が間に入って分かりやすく通訳していくことが必要である。
- ・市町村が、住民と一緒に海洋エネについて勉強をすることが必要。
- ・「漁業者が最大の応援団」になる形に持って行くことが課題である。一緒に作りあげる作業という形が望ましい。

※記載内容についての委員からの指摘を踏まえ、資料を一部修正しています。